

平成24年 第14回
教育委員会臨時会会議録

平成24年7月26日（木）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2355号

平成24年第12回臨時会

日 時 平成24年7月26日(木) 午前10時15分 開会

場 所 教育委員会室

「出席委員」	委 員 長	澤 孝一郎
	委員長職務代理者	小 島 洋 祐
	委 員	綱 川 智 久
	委 員	永 山 幸 江
	教 育 長	高 橋 良 祐

「説明のため出席した事務局職員」	次 長	小柳津 明
	庶 務 課 長	奥 野 佳 宏
	教育政策担当課長	山 本 睦 美
	学校施設計画担当課長	大久保 光 正
	学 務 課 長	佐 藤 雅 志
	生涯学習推進課長	白 井 隆 司
	国体推進担当課長	上 村 隆
	図書・文化財課長	沼 倉 賢 司
	統括指導主事	白 石 亨

「書 記」	庶務課庶務係長	柏 正 彦
	庶務課庶務係	遠 藤 由香里

「議題等」

日程第1 会議録の承認

第2345号 第5回臨時会(平成24年3月19日開催)

第2346号 第7回臨時会(平成24年3月27日開催)

第2347号 第8回臨時会(平成24年4月2日開催)

日程第2 審議事項

- 1 議案第28号 平成25年度区立小学校特別支援学級使用教科用図書の採択について
- 2 議案第29号 平成25年度区立中学校特別支援学級使用教科用図書の採択について

日程第3 協議事項

- 1 議席の決定について

日程第4 教育長報告事項

- 1 平成24年第2回港区議会定例会の質問について
- 2 港区立中学校合同学校説明会について
- 3 社会教育委員の会議への諮問事項の中間報告について
- 4 生涯学習推進課の8月事業予定について
- 5 平成24年度港区立図書館の特別整理期間（休館）について
- 6 図書館・郷土資料館の8月行事予定について
- 7 港区文化財保護審議会委員の委嘱について
- 8 8月指導室事業予定について
- 7 いじめに関する指導と取組について

「開 会」

○**教育長** 皆さん、おはようございます。

教育委員会開会に先立ちましてご報告をいたします。

本日、平成24年7月26日付で、綱川智久委員、永山幸江委員が教育委員に就任いたしました。綱川委員は再任になります。永山委員は、半田吉恵委員の後任として新たに任命されました。

それでは、今回初めて顔を合わせますので、教育委員の皆様からご挨拶をいただきたいと思えます。

初めに、澤委員長からお願いいたします。

○**澤委員長** この4月から委員長をやらせていただいております澤です。3期目になります。よろしくをお願いいたします。

○**教育長** 続きまして、小島委員長職務代理者、お願いします。

○**小島委員** 委員長職務代理者の小島です。微力ですが、澤委員長をバックアップし、教育委員会の役目を十分認識しながら頑張っていきたいと思えますので、よろしくをお願いいたします。

○**教育長** では、綱川委員、お願いします。

○**綱川委員** よろしく申し上げます。1期目は、1年4カ月という短い期間であつという間に過ぎたのですが、2期目をさせていただきます。4年間ということで、腰を据えて頑張りたいと思えます。ご協力をよろしく申し上げます。

○**教育長** それでは、永山委員、お願いします。

○**永山委員** 初めてなので分からないことだらけで、皆様にご迷惑をかけることもあると思えますが、一生懸命頑張りますのでよろしく申し上げます。

○**教育長** 最後に私からご挨拶を申し上げます。教育長の高橋良祐です。教育委員の皆様のご指導をいただきながら、教育委員会事務局職員ともども頑張りたいと思えます。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、当委員会の説明員であります教育委員会幹部職員の紹介は、小柳津教育委員会事務局次長から申し上げます。

○**次長** 教育委員会事務局次長の小柳津でございます。よろしく申し上げます。4月にもご挨拶いたしましたけれども、引き続き、「教育の港区」の実現のために全力を尽くしてまいりたいと思っております。

私から、当委員会の説明員である教育委員会事務局幹部職員を順に紹介させていただきます。

奥野庶務課長でございます。

○**庶務課長** 奥野でございます。よろしく申し上げます。

○**次長** 山本教育政策担当課長でございます。

○**教育政策担当課長** 山本です。よろしく申し上げます。

○**次長** 大久保学校施設計画担当課長でございます。

○**学校施設計画担当課長** 大久保です。どうぞよろしく申し上げます。

- 次長 佐藤学務課長でございます。
- 学務課長 佐藤です。よろしくお願いいたします。
- 次長 白井生涯学習推進課長でございます。
- 生涯学習推進課長 白井です。よろしくお願いいたします。
- 次長 上村国体推進担当課長でございます。
- 国体推進担当課長 上村です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 次長 沼倉図書・文化財課長でございます。
- 図書・文化財課長 沼倉です。よろしくお願いいたします。
- 次長 なお、本日、平田英司指導室長は、公務により当委員会を欠席しておりますので、よろしくお願いたします。

次に、当委員会の書記2名につきまして庶務課長から紹介をお願いします。

- 庶務課長 それでは、当委員会の書記でございます庶務課の庶務係の職員2名でございます。まず、柏庶務係長でございます。
- 書記 柏でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 庶務課長 遠藤主任主事でございます。
- 書記 遠藤でございます。よろしくお願いいたします。
- 庶務課長 皆様方を十分バックアップできるように全力を尽くしますので、どうぞよろしくお願いいたします。
- 次長 これをもちまして、教育委員及び説明員等の紹介を終了させていただきます。
- 教育長 それでは、澤委員長、教育委員会の開会をよろしくお願いいたします。
- 澤委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから、平成24年第14回港区教育委員会臨時会を開会いたします。

既にご存じのように、いじめの痛ましい事件、事故といえますか、また、関連して、教育委員会に対する世間の色々な批判、批評、そういったものも出てきております。港区の教育委員会としましては、それぞれが役目をきちんと果たしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

また、港区の教育委員会に関しましては、この月曜日にオーストラリア派遣も無事出発しました。子どもたち、先生方は順調にやっておられるのですかね。

- 統括指導主事 朝9時頃でしょうか、あと、夕方は5時過ぎぐらいに定時報告がありま、予定どおり飛行機の方も到着いたしまして、無事過ごしているところです。ただ、お一人だけ、女子児童ですが、ややホームシックにかかっておられるかなという報告をいただいております。ただ、今朝の連絡では、元気を取り戻したということで大丈夫かなと。
- 澤委員長 それと関連しますけれども、本日は、平田指導室長がその公務で欠席の連絡をいただいております。そのため、港区教育委員会会議規則第15条の規定に基づきまして、今答弁いただいた白石統括指導主事に出席をお願いしております。その点、ご承知おきいただければと思います。

それでは、日程に入ります。

(午前10時15分)

「会議録署名委員」

○澤委員長 会議録の署名委員ですけれども、小島委員、お願いいたします。

第3 協議事項

1 議席の決定について

○澤委員長 また、委員の座席につきましては、港区教育委員会会議規則第5条の規定に基づきまして、くじで決めております。本日は、新しいメンバーも加わった初めての教育委員会となりますので、まず議席を決定する必要があります。したがって、本日、皆様のお手元にお配りしております日程を変更いたしまして、日程第3、協議事項、「議席の決定について」を先に行いたいと思います。その後、日程第1の「会議録の承認」から順に行いたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

(異議なし)

○澤委員長 それでは、よろしく申し上げます。

○書記 澤委員長2番、小島委員3番、綱川委員1番、永山委員4番、高橋教育長5番です。

○澤委員長 それでは、来年の3月31日まではこの議席番号でまいりますので、よろしく申し上げます。

第1 会議録の承認

第2345号 第5回臨時会（平成24年3月19日開催）

第2346号 第7回臨時会（平成24年3月27日開催）

第2347号 第8回臨時会（平成24年4月2日開催）

○澤委員長 日程第1、会議録の承認に入ります。

平成24年3月19日開催の第2345号、第5回臨時会、同年3月27日開催の第2346号、第7回臨時会、同じく4月2日開催の第2347号、第8回臨時会の会議録につきましては、お手元に配布されていると思いますけれども、承認ということによろしゅうございましょうか。

(異議なし)

第2 審議事項

1 議案第28号 平成25年度区立小学校特別支援学級使用教科用図書の採択について

2 議案第29号 平成25年度区立中学校特別支援学級使用教科用図書の採択について

○澤委員長 次に、日程第2、審議事項に入ります。

議案第28号、「平成25年度区立小学校特別支援学級使用教科用図書の採択について」、及び、

議案第29号、「平成25年度区立中学校特別支援学級使用教科用図書の採択について」を議題といたします。

議案第28号及び議案第29号は、一括して説明を受けた後に審議し、議案ごとに採決いたしましたと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

○澤委員長 それでは、一括審議といたします。

先程申しましたように、指導室長が欠席でございますので、教育委員会事務局次長から説明をお願いいたします。

○次長 それでは、議案資料のナンバー1、ナンバー2で説明をさせていただきます。平成25年度区立小学校特別支援学級使用教科用図書と平成25年度区立中学校特別支援学級使用教科用図書の選択につきまして、合わせてご説明させていただきます。よろしくご審議いただきたいと思います。

区立小・中学校特別支援学級で使用する教科用図書につきましては、文部科学省の検定を経た教科書及び文部科学省が著作した教科書以外の教科用図書について、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の規定等により、教育委員会が毎年採択することになってございます。また、特別支援学級の教科書の選定に当たりましては、学校教育法附則第9条及び同法施行規則第139条の規定により、検定教科書等を使用することが適切でない場合は、それぞれの当該特別支援学級を置く学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができることになってございます。当該学年の検定教科書を使用することが適切でない場合には、教科用図書の採択を次の3点により行うことができます。

一つ目は、学年を下げた検定教科書の採択です。例えば、中学校におきまして小学校の検定教科書を使用することができるということです。二つ目は、特別支援学校用の文部科学省の著作教科書の採択です。これは、星がついていますので、いわゆる「星本」と言われるものです。三つ目は、一般に市販されている一般図書からの採択です。これは、学校教育法の附則第9条図書、いわゆる「附則第9条本」と言われております。東京都教育委員会において提示されています教科用図書としてふさわしい本を中心に、特別支援学級ごとに児童・生徒の状況や指導の内容から総合的に判断いたしまして、最もふさわしいと思われる教科用図書の案を提出させていただきました。お手元の資料の一般図書につきましては、発行者を五十音順に一覧にさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

なお、特別支援学級以外の区立小学校使用教科用図書及び区立中学校使用教科用図書につきましては、それぞれ一昨年、昨年に新たに採択されまして、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令の規定により、4年間は同一の教科書を採択することになっております。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○澤委員長 今、議案第28号及び第29号につきまして一括して説明を受けましたけれども、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○小島委員 各学校からその児童、生徒に最も合った教科書ということでリストアップされているわけですから、児童・生徒それぞれを教育していただいている現場の先生からのご意見ということですので、リストアップのとおり採択するということがよろしいのではないのでしょうか。

○澤委員長 これは、昨年、我々が決めた教科書を使う場合には、基本的にはここには別段報告はないということですね。

学校からの報告を見ると、中学の場合は、港南中学校、六本木中学校、青山中学校からそれぞれ報告があつて、赤坂中学校も特別支援学級ですけれども、そこからは何も来ていないということはどういうことなのでしょう。

○教育長 特別支援学級で使用する教材というのは、一人ひとりの子どもたちの状況を見て、何がふさわしいかと判断をして教科書を決定しますので、一般図書、文部科学省の検定教科書、文部科学省の著作教科書を使っているということになっているわけです。この一般図書というのはこういうものですよということを一覧表で全部出しているわけです。それから、文部省の検定教科書というのは、もともとこれは使っているものであつて、個表の中の学校の特別支援学級、〇〇学校の〇年生は、例えば日文の図画工作の5・6年を使いますよと。これはなぜかということ、交流授業で一緒にやっているものですから、だからここにはこの教科書を持たせませう。例えば、港南小学校の6年生のところの図工にはそんなことが書いてあります。したがって、一覧表としては、文部科学省の検定教科書は全部載っていませんけれども、それは全て使っている。それ以外に個表に出ているのは、一般図書の中で1対1の授業の中でこれを使いますと。こういう説明になっているのです。

○次長 赤坂中学校に関しましては、こういった図書を使用するような生徒がいないという実態がございますので、今回は調査の対象外ということになってございます。

○澤委員長 分かりました。他に何か質問等はございますか。

○綱川委員 個別対応ということで、これは毎年ここで採択をするということによろしいわけですね。

○次長 そのとおりでございます。

○澤委員長 それでは、採決に入ります。

まず、小学校特別支援学級用の使用教科書ですけれども、議案第28号について原案どおり可決することにご異議ありませんでしょうか。

(異議なし)

○澤委員長 それでは、議案第28号につきましては、原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、中学校です。議案第29号について原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○澤委員長 では、議案第29号につきましても、原案どおり可決することに決定いたしました。

第4 教育長報告事項

1 平成24年第2回港区議会定例会の質問について

○澤委員長 続きまして、日程第4、教育長報告事項に入ります。

まず初めに、「平成24年第2回港区議会定例会の質問について」。庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、教育委員会資料ナンバー1をご覧ください。平成24年第2回港区議会定例会は、去る6月27日から7月6日まで開会されました。初日の6月27日には、区長の施政方針演説があり、翌28日には代表質問、そして29日に一般質問が行われました。

本日お手元に配布している資料は、教育委員会にかかわる質疑応答でございます。7名の方から質問があり、大きく15の質問がございました。そして、池田こうじ議員、ちほぎみき子議員、小田あき議員、風見利男議員、横尾俊成議員までが代表質問でございます。本定例会から「一人会派」と言われていた方々が「一人の声」という会派を結成されまして、今回は初めて、横尾俊成議員がその「一人の声」の会派の代表質問をされております。

それでは、中身について簡単に説明をさせていただきます。

まず、池田こうじ議員の1番、それから、ちほぎみき子議員の3番が、学校における防災教育の充実及び防災教育についてということテーマに質問がありました。そして、池田こうじ議員の2番、それからちほぎみき子議員の4番が、子どもの交通事故、通学路の安全点検関係の質問がありました。そして、小田あき議員の2番、横尾俊成議員の1番、そして近藤まさ子議員の1番が、国際学級に関する質問、または国際理解教育についての質問です。

それでは、1ページ目をご覧ください。池田こうじ議員の中学生の防災教育についてです。“釜石の奇跡”といわれている防災教育を取り上げられまして、地域に密接な公立中学校として、生徒自身の防災意識向上のために中学生が自主的に実践的な活動ができる防災教育をしていただきたいと思うかどうかという質問です。

それに対して、答弁要旨ですが、中学生は、大きな災害が起きた際には自らの身を守るだけでなく地域の貴重な戦力として働くなど、自助・共助の精神と防災の技能を身につける必要があると考えています。そして、昨年度からは、中学校において、総合支所や地域の防災協議会などが実施する防災訓練を教育課程に位置づけまして、中学生の防災に関する主体性を育んできましたという答弁をしております。一例として、赤坂中学校での取り組みをご紹介します。

続きまして、3ページをご覧ください。ちほぎみき子議員の質問でございます。江東区にあります防災学習施設「そなエリア東京」等の地域の体験施設等の積極的な活用と、地域や関係機関と連携した避難訓練等の優れた実践例を港区全体に広めていくことによって、防災教育の充実を推進することが必要であるかどうかという質問に対しまして、答弁では、この「そなエリア東京」のご紹介、そして、教育的に大変有効であることから、今後、本施設を各学校へ紹介してまいりますという答弁をしております。

そして、小中一貫教育校となる朝日・三光・神応の3校の例をご紹介しました。この朝日・三光・神応の防災訓練では、3校の児童・生徒・保護者・地域の方々の参加者の総数が約600名あったと、大変大がかりな防災訓練となったとともに、今後、定例校長会、各種主任研修等においてすぐれたモデルケースの一例として紹介し、区内全域で防災教育の充実に努めてまいりますという答弁をしております。

なお、7月6日に行われました校長・園長会で、パワーポイントを用いまして紹介、説明をいたしました。

次に、子どもの交通事故、通学路の安全点検関係についてです。1ページ目をご覧ください。池田こうじ議員の二つ目の質問ですが、質問の要旨は、通学路点検が行われているが、港区の子どもの交通事故は毎年100件近くあり、なかなか減っていないのが現状である。子どもが増えてきた今こそ交通事故の根絶をすべきである。また、学校選択制などを背景とした通学の動態の変化にはどう配慮していくのか。点検結果を反映した交通危険箇所マップを作成するなどの工夫ができないかという質問に対しまして、答弁では、小学校では、PTAや教育委員会とともに、春と秋の交通安全運動に合わせ、毎年2回、町会、自治会、警察、総合支所と連携して通学路点検を実施しております。通学路は、毎年、子どもたちの通学状況に応じて設定し、保護者や地域、交通管理者など、さまざまな視点から点検を行っています。各学校におきましては、点検結果を踏まえ、関係機関に対する危険箇所の改善要望、保護者会や交通安全マップの配布等を通じて児童・保護者への周知を図っております。また、他府県で発生しているような例を踏まえて、道路を横断する際の安全確認、そして、夕方及び夜間時、雨天時の歩行、安全な自転車の利用等については繰り返し指導をしておりますということで、現在の取り組みについても紹介しました。

では、次に3ページをご覧ください。ちほぎみき子議員の通学路の安全点検についてです。質問の要旨は、小学校の通学路点検を実施していると聞いているが、交通環境が目まぐるしく変化する現状では、新たな危険箇所を見落とす可能性もある。子どもたちを守るため、先入観をゼロベースに戻して通学路の総点検を実施すべきという質問です。

それに対しましては、教育委員会は学校に対し、通学路点検の実施に当たっての手順や点検時の視点等具体的な内容を示すとともに、警察署及び総合支所等の関係機関に対して通学路点検への参加協力を要請してございます。また、実施後は、各学校において児童・保護者に危険箇所の周知徹底を図ってございます。本年4月には、各地で相次いだ痛ましい事故を受けて、通学路の安全確保に関しても文部科学大臣から緊急メッセージも出されました。教育委員会では、この緊急メッセージも踏まえ、通学路の安全確保をより徹底するよう改めて指示をしたところという答弁を行っております。

以上が子どもの交通事故、安全点検に関する質問です。

それでは、3番目になります。国際学級に関するものです。

4ページをご覧ください。4ページの小田あき議員の二つ目、国際学級のPRと今後の展開について、外国人が居住しやすい環境を整えるためには、子どもにとってよい教育機関があるかが大

きなポイントである。東町小学校の国際学級はまだ始まったばかりであるが、より多くの人へ発信していく必要がある。今後どのように国際学級をPRしていくのか。また、今後の展開はどうするのか、という質問に対して、東町小学校の国際学級には、現在、英語での指導を希望している外国籍児童が7名在籍しております。東町小学校のホームページでは、学校案内や「学校だより」等の英語版を掲載し、国際学級の取り組みを随時更新してPRに努めております。今後も外国籍児童の入学を推進するため、「広報みなと」、ミナトマンスリー等へ入学案内の掲載、教育に関するホームページの充実、大使館等への情報提供を工夫してまいります。今後の国際学級の展開につきましては、東町小学校の取り組みを十分検証し、港区ならではの国際学級のあり方を検討してまいりますとお答えしております。

次に、6ページをご覧ください。横尾俊成議員の港区の教育の推進に関することです。一つ目が、4月から東町小学校に設置した国際学級についてのあり方を問われています。答弁要旨ですが、重複しているところは省きまして、本年度は、児童及び保護者等のニーズも確認しながら、東町小学校国際学級の検証を実施し、指導体制や学習環境を充実させてまいります。今後は、外国籍児童と日本人児童がともに学び、ともに高め合う機会をさらに充実させ、港区ならではの国際学級を推進してまいりますという答弁をしております。

関連しますので、さらに一つ下もご覧ください。質問要旨が、「教育の港区」及び基礎的学力の向上とグローバル社会に対応できる国際理解教育についてどのように考えるかという質問に対し、区では、小中一貫教育の視点に立った義務教育9年間を見通したカリキュラムに基づき、児童・生徒のコミュニケーション能力を初めとした国際社会で活躍できる資質を培っております。また、大使館、インターナショナルスクール等、地域の資源を生かした国際交流を推進するとともに、テンプル大学と連携した小・中学生の国内留学プログラム、そして異文化体験事業の実施など、グローバル社会で対応できる先駆的な国際理解教育を推進しておりますと答弁しております。

続きまして、9ページをご覧ください。近藤まさ子議員の国際学級の充実についての質問です。内容は、国際学級の受け入れ対象となる外国人児童は区内全域の方が対象であるが、日本人児童は東町小学校の学区域と隣接する6校の学区域のみの方ではないか。日本人児童の教育機会の公平性にどのように対応していくのか。また、国際学級は大きな成果が期待されるが、入学希望者が増加した場合にどのように対応するのかという質問にお答えしております。

区では、国際理解教育の基本的な考え方として、全ての小学校において1年生から週2時間、ネイティブティーチャーによる国際科の授業を行っております。また、総合的な学習の時間等を利用し、大使館との交流、外国人留学生との交流などを充実させ、英語でのコミュニケーションを図る機会を増やしております。区の特徴としまして、全ての小学校に多くの外国人児童が在籍しており、日本人児童と外国人児童がともに学び合う教育環境となっております。今後の国際学級については、東町小学校の日本人の教員と国際学級講師による指導体制や、英訳した補助教材などを十分に検証し、学校や保護者の意見を聞きながら、学習環境の充実に努めてまいりますという答弁をしております。

以上が国際学級関係の質問と答弁内容です。

最後になりますが、4ページをご覧ください。小田あき議員から子どもの自己肯定感を高める教育についてという質問がありました。質問の要旨は、日本は子どもの自己肯定感が低く、自殺も増えている。自分を愛し、他人を愛し、地域を愛し、社会を愛する、そして国を愛する、そういう教育についてどのようにしていくのかというものでした。

答弁は、子どもは、大人や社会の世相を写す鏡であると言われます。日本の子どもたちの自己肯定感が諸外国よりも低い結果にあるのは、日本社会の輝きに陰りが感じられ、大人たちが魅力ある未来や明るい将来展望を子どもたちにはっきりと示せないことが一因であると考えております。我が国は、長い歴史の中ですぐれた伝統と文化を育み、また高い科学技術力を発揮し、メイド・イン・ジャパンが世界中を席卷するなど、日本人の能力の高さや優秀さを世界中に示してきました。今、大人が自信を回復し、子どもたちに夢や希望を与えていくことが必要です。学校においては、日々の授業や運動会・文化祭等の行事で、一人ひとりの力を十分に発揮させ、適切に認め、褒めることで、子どもたちにやればできるという自信を持たせる指導の充実を図っております。また、探査衛星「はやぶさ」の快挙や「なでしこジャパン」のワールドカップ優勝などを授業で取り上げたり、トップアスリートから直接生き様を語っていただくなど、生きる勇気や活力を感じさせる授業を行っております。今後とも、教育基本方針である「子どもたちが誇れる学校づくり」を通して、自分を愛し、学校を愛し、ひいては地域や国も愛することができる、視野の広い気概ある児童・生徒の育成に、家庭・地域と連携・協力しながら努めてまいりますというお答えをしております。

時間の関係もございまして、その他の質問につきましては、例えばスポーカルの今後の展開等、それから、地の利を生かした芸術鑑賞等、あるいは新郷土資料館、それからスポーツ・レクリエーション情報の提供についてなどの質問ですが、これらにつきましては、配布させていただきました資料をご覧くださいいただければと思います。

簡単ですが、以上で報告を終わらせていただきます。

○澤委員長 第2回港区議会定例会の教育委員会関係の質疑応答につきまして庶務課長から報告がございましたけれども、何かご質問等ございましたらお願いします。

○綱川委員 池田こうじ議員の交通事故の件について質問ですけれども、「港区の子どもの交通事故は毎年100件近くあり」と書いてあるのですが、統計的に何かそういうのはあるのでしょうか。すごい数だと思ってびっくりしてしまっただけなんですけれども、この100件というのはどういう状況なのか、教えていただければと思います。

○庶務課長 区内の管轄内で起こった事故ということで、警察からの報告があがっているものを集計しています。必ずしも、幼稚園生も含めて小・中学生だけではなく、また、区内の各警察の管轄内で起きた交通事故で、大きなもの、小さなものを含めると年間それぐらいあるということでございます。

○綱川委員 ということは、これ以外に、例えば学校で教育委員会が把握している事故というもの、ここまではいかないのでしょうかけれども、あるのでしょうかね。

○庶務課長 毎年、事故報告しているものは、一定の大きな事故なのですけれども、一部はこの場でもご報告してございます。

○澤委員長 今、庶務課長から報告がありましたように、防災関係、また国際学級へのご質問が多かったと思いますけれども、ほかにございますか。

○小島委員 今、委員長もおっしゃったように、国際学級に関連する質問が大変多かったということなのですが、それは、国際学級に対する区民並びに保護者の皆様の期待が非常に大きい、高いからだと思うのです。それで、近藤議員の質問で、教育の機会の均等ということが出ているのですが、国際学級がものすごく素晴らしい内容で、区民のニーズも非常に高いということになれば、近藤議員のおっしゃっているように、確かに国際学級が東町小学校だけであったとしたならば、港区全体から入れるようにするのが教育の機会均等から望ましいといえます。私も、この制度発足の時からそのように意見を述べておりました。他の小学校で2時間の国際理解教育をしているとか、ネイティブティーチャーを入れているからそれでいいのだということにはならないと思います。議員からこういう質問があったことでもあり、教育委員会としてもう一度、東町小学校を希望した場合、定員の問題もあるでしょうけれども、港区全体から入学できるよう考慮したらどうでしょうか。

○教育政策担当課長 東町小学校の国際学級ですけれども、ネイティブティーチャーが各学級におりますけれども、普通の授業につきましてはあくまでも日本語での授業で、日本人の児童に対しては、他の学校と比べて違うやり方とか、英語での授業を行っているということはございません。国際学級に入学した外国人児童で英語での授業を希望する人に対して英語での少人数授業を行い、そういった児童が同じ学級の中にいるということで、外国人の子どもとのコミュニケーションの機会も増えるでしょうということに関しましては、他の学校とはちょっと違うということではあります。

ただ、答弁の中で申しましたように、国は色々ございますけれども、港区内のどこの小学校にも外国人児童がいるというようなこともございます。また、東町の国際学級ですが、今後、外国人で英語の授業を希望する児童というのがどのくらい入ってくるかというの見極めていかないと、クラスによっては外国人の児童がいないような、日本人だけというクラスができてしまうことも考えられるかと思えます。また、この国際学級は、港区独自のもので、この形態が果たして教育的にベストな形かどうかというのも、今、検証を進めているところですので、今後どのように広げていくかということに関しましては、答弁でも申し上げましたように、その状況を十分見極めながら検討を進めていきたいというところでございます。

○小島委員 今の教育政策担当課長のお話はまさしくそのとおりだと思うのですね。ただ、国際学級をつくるという区民のニーズというか期待というのは、いいか悪いかは別として、やはり外国のお子さんたちと区の子どもたちが一緒になって勉強できる学校、それは1条校ですから、ここまではできます、これ以上はできませんというのがあるから、そういう制約はありますが、多くの外国の子弟に東町小学校に来てもらって、そこで外国の子弟と日本の子どもたちが一緒になって勉強して、相互に、お互いに良かったという効果が出るようにしていくのが理想というか期待だと思うの

です。そういった場合に、今、外国の子どもで英語による授業を望む、それにどう対応するかとか、現実的問題は色々あると思いますが、今、外国人の方が区民の1割を占めるということ、その親が税金を2割程度払っているというようなことも聞くのですが、そこで港区に在住している外国人の子弟の教育を区としても高めていく、全面的にバックアップしてあげるといふ観点からすると、もっともっと国際学級を、広く利用しやすい学校にしていかなければいけないと思うのです。そのように考えた場合には、英語で授業ができる範囲とか、もっと積極的にやっつけていいのではないかと。今の考えでは、外国人の子弟がどのぐらい集まるのかとか、そちらの心配もしているのですが、そうではなくて、むしろいっぱい来て悲鳴を上げるぐらいの内容で授業をすとか、国際学級を運営するということができないのかという気はするのです。国際学級に対する区民の期待からすると、もうちょっとあっていいのではないかという気がするものですから。

○澤委員長 小島委員の言われることはよく分かります。ただ、港区としても初めての試みで、日本全体としても初めての試みなのだろうと思うので、やはり試行錯誤はやむを得ない。ただ、小島委員が言われているように、外国の方から見て、1学期が終わってどういう印象を持たれたのか。それから、日本人の保護者がどういう期待を持って国際学級がある東町小学校に子どもたちを入れたのか。子どもたちを含めて、そういう日本人の保護者からすると、どんな感想を持ったのか。その辺のことは定期的に調べたりしているのですか。

○教育政策担当課長 1学期中に学校の方で保護者の方からアンケート形式で意見を伺って、半分ぐらいの保護者の方からの回答がありました。特に外国人の児童がクラスにいる学年では概ね良好といえますか、肯定的に受けとめられております。子どもたちが積極的に外国人の子どもとコミュニケーションをとるために英語を覚えてきたり、その英語を誇らしげに家で披露してみたりということが見られて、親御さんたちは「とてもいい感じだ」とおっしゃっています。中には、「国際学級なのだから、英語での授業ももっとやってくれ」という日本人の保護者の方とか、外国人の方でも、「もっと英語で、程度の高い授業を」ということをおっしゃる保護者もいるようです。外国人のお子さんがいない学年では、特に変化はございませんが。概ね、子どもたちはとても楽しそうにしています。少なくとも今現在、「学校で外国語で話しかけられて嫌だ」とか、「東町小が今まで子どもたちがすごく少なかったのに急に増えて嫌だ」とか、そういうような感想を家で言っているお子さんはいないようでありまして、学校を楽しんでいらっしゃるということです。そういう国際教育というのはもちろん必要で、これからどんどんやっていかなければいけないと思いますが、子どものための教育ということですので、無理のないように、また、やっている内容がきちんとした日本の学習指導要領に沿った教育ができるようにということで、慎重に検証を重ねながら推進していきたいと思っております。

○澤委員長 今、山本教育政策担当課長が言われている、外国の子どもにとっても、また日本人の子どもにとっても非常にいい環境と中身ができ上がりつつあるということになると、そういうところに学ぶチャンスを区全体に広げる必要がある。ほかの小学校と大して変わらないのだということだと、国際学級の位置づけとしては余り良くないし、ちょっと痛しかゆしみたいなところがありま

すね。

○**小島委員** 東町小学校に学校訪問に行ったときにも、色々なところで英語が使用される。守衛さんも英語のできる人で、登校時、下校時に英語で挨拶をしているなどという話を聞きましたが、そういう意味で、外国語をあまり抵抗感なくスムーズにできるということが東町小学校の特徴、そういうことで、外国語とか外国の習慣などが自然と抵抗なく受け入れられるようになってもらいたいですね。

○**澤委員長** まだまだ試行錯誤というか、まだ試みの段階ですが、今後対象を全区に広げるとか。教育委員会としては、東町だけではなくて、もう二つ、三つ、拠点を増やすのだという考え方ももちろんあると思います。

○**小島委員** 白石統括にお聞きしたいのですが、今、港区に外国人の方が1割居住して、税金では2割ぐらい支払っていただいているというようなお話。そういう背景があった場合に、外国人の子弟の教育、日本は、日本人の子どもに対して義務教育を強いているわけですが、外国に義務教育がどの程度どうなのかよく分かりませんが、港区として外国人の子弟の教育にどの程度かかわるのかあるいはその責務とかはどうなのでしょう。

○**統括指導主事** 外国籍の児童・生徒さんにつきましては、日本の公立学校に就学する義務といえますか、それは必ずしもあるものではありません。ただ、国際的な色々な取り決めのところから言いますと、お申し出があった場合には公立の学校で受け入れるというのが基本的なスタンスだと思っています。本区の就学の年齢に達する外国のお子さんがあるご家庭に、学務課から就学についてのご希望があるかないか等の通知を郵送しているようなことは聞いております。

○**綱川委員** 先程山本教育政策担当課長からの説明を聞くと、東町に国際学級があるということではなくて、インターナショナルスクール的なことを考えている保護者の方がいらっしゃるようになってしまったのです。港区として、インターナショナルスクールをつくるのではなく国際学級をつくったということがあまり理解されていないのかなとちょっと懸念してしまいましたので、その辺はどうですか。

○**教育政策担当課長** 昨年度も説明会等を開いておりまして、また、学校長も保護者の方には「インターナショナルスクールではないんですよ」ということは機会あるごとにご説明をしているのですが、それでもやはり、国際学級ということで、外国人のおさんがいて、外国の先生もいてというところで、保護者の方の中には、インターナショナルスクール的なというか、英語での授業があったり、その学校に通わせるとどんどん英語を覚えるとか、そういうご期待をされている保護者の方というのはまだ何人かは見られるようです。教育委員会としまして、国際学級をご紹介する際とか、入学案内の際にも、インターナショナルスクールとは違うのだ、外国人の子どもと日本人の子どもがともに学び合い、高め合う場所であり、授業についてはあくまでも日本の学習指導要領に沿ったものですよということをご説明をしていかなければならないと思っております。

○**澤委員長** その辺、綱川委員と小島委員が言われている、港区の国際学級はどこに重点を置くの

か。それはあくまでも日本の学習指導要領にのっとった教育をするところ。ただ、例として、日本人が海外に行った場合に、海外の学校に行くのではなくて、日本人スクールに行ってしまう。そうすると、せっかく向こうに行っていたのに、向こうの子どもたちと交流する機会がないまま終わって帰ってきてしまう。そうではなくて、一つは、外国の子どもたちにとっては、日本の公立学校に行っても十分教育を受けさせてもらえる。また、日本人の子どもにとっても、そこで友達ができて、大きくなっても交流が持てる。大きな意味での国際交流とか国際親善とか、大げさに言えば、日本の国際的なステータスが上がるようなことも、先の長い話ですけれども、そういうことを考えていきたいとは思っています。当然、試行錯誤で、すぐいいものができるわけではありませんけれども、ぜひとも魅力ある国際学級にしていきたいと思えます。

○小島委員 今、澤委員長が言うように、国際学級に来てくれた外国人の子弟が、将来大きくなって日本を理解してくれる外国人として、それぞれの母国に帰ってご活躍していただけるというのは、港区だけでなく、日本にとっても非常に大事なことなので、やはり外国の子弟にたくさん来てもらわないとあまり意味がないと思うのですね。そこを日本の学校教育、通常設置の学校で指導のカリキュラムがこうで、それを守らなくてはこのぐらいしかできないのだというような話が色々出てきてしまうと、それでは国際学級をつくった意図がどうなのかということで、確かになかなか難しい制約があるわけですが、多くの外国人の子弟に来ていただいて、日本をよく理解してもらって、それによって日本の子どもも啓発されて外国を理解できるようにと。そのような効果を得るためにももう少し柔軟な発想も必要かなと思います。外国の子弟が「日本のこの東町小学校に通わせていい教育が受けられた、仲間の子弟にも是非。」ということになってもらえればいいと思います。

○澤委員長 ちょっと思い出しました。前にも話したことですけれども、私がかかっている歯医者青山にあるのですけれども、そこにはカナダ大使館とか、そういうところからの患者さんもいて。私が行ったら、先生が英語で話しているわけです。それで、「先生、外国人の患者さんも結構いるんですね」と言ったら、「おかげさまで。外国人の方は3年、4年で大体帰ってしまうんだけど、『あそこの歯医者はいいいよ』とロコミで言ってくれる」とのことでした。東町小学校も卒業までいていただく方は少ないのかもしれませんが、ぜひともそういった国際学級になればいいと思えます。小島委員が言われているように、外国人の方々が次の方にも勧めてもらえるような中身のある国際学級が実現できたら本当に嬉しいことだと思います。

○小島委員 それで、近藤議員の最後の「国際学級の入学希望者が増加した場合にどのように対応するのか」というのは、非常な期待を持って質問していると思えます。「いいえ、そんな大して入りませんから、場所的にも人員的にもいいんですよ」などという答弁をしたのではまずいと思えます。近藤議員の質問は、後ろにいる多くの区民が期待しているのですよという質問だと思うので、そこも十分配慮しながらやってもらいたいと思えます。

○澤委員長 色々な視点から教育委員会にご質問、またご提言をいただいております、これは本当に真摯に受けとめ、先ほど次長が言ったように、「教育の港区」をさらに一歩進めていく、そういう方面で生かさせていただきたいなと思えますが、よろしゅうございましょうか。

2 港区立中学校合同学校説明会について

○澤委員長 次に、先日実施されました港区立中学校合同学校説明会につきまして、学務課長、お願いいたします。

○学務課長 それでは、港区立中学校合同学校説明会についてご報告します。資料ナンバー2でございます。

去る7月7日土曜日、赤坂区民センターの区民ホールで開催いたしました。当日は、教育委員の皆さんにもご参加いただきましてどうもありがとうございました。参加者の集計ができましたのでご報告します。

ご覧のとおり、4「参加者数」は、このような内訳になってございます。今回、「その他」欄が45名ということでちょっと多くなっています。実は受付の段階で学年までの記載がなくて、5年か6年ではなかったかと思うのですが、そこまで振り分けできなかったということで「その他」欄が例年より若干多くなっております。例年、区役所内で開催していたものから、今回初めて赤坂区民センターの区民ホールに会場を移しました。それと、当日、朝から雨模様で、午後から若干強く降ったりして、足元が非常に悪い中、参加していただけるのかは非常に懸念していたところがございます。結果として322名ということで、昨年とほぼ同数で、条件が悪い中では昨年並みにお越しいただけたのかなと思っております。参加者の方から色々ご意見等をいただいておりますので、口頭ではございますが、若干ご紹介したいと思います。

個別の学校の説明でございますが、会場がホールのステージでやるということで非常に力が入っていたのかなという印象がございます。保護者の方からも、例えば、「御成門はダンスが印象的だった」とか、「三田中はスライドでうまく音楽を乗せてなかなかしゃれていた」とか、そういったご意見もあったのですが、具体的に「朝日の小中一貫校について非常に興味があります」ということですかとか、高陵中では英語で説明をしていたので、「学校として取り組みがすごく強いんだという印象を受けた」と。あと、港陽中でいきますと、「少人数指導の説明に非常に時間を使われていて、それがすごく印象に残って期待できます」とか、個別の学校についてもそんな評価をいただいております。

反面、保護者の方からの今後の要望なのですけれども、「途中退席だとかというのはあまりよろしくないですね」という話がありました。あと、学校説明会が秋からあるのですが、「重なってなかなかあちこちに行けないのではないかと。それは、裏を返せば、色々見てみたいと思われたのかなと思います。さらに、「そのあたり、もう少し色々な学校を回れるように工夫できないか」というご意見もいただきました。

あと、子どもさんにも参加していただきまして、アンケートで、「早く移動教室、夏季学園、修学旅行に行きたい」という嬉しいご意見がありました。

あと、受付がちょっと混乱したこともありまして、開始の時間を5分遅らせたところ、「時間は守るべきだ」というごく当たり前のことで指摘を受けましたので、深く反省していききたいと思います。

開催した学務課の側からしますと、やはりあぁいった見ていただく事業をやる場合には、ホールというのは非常に適しているなという印象でした。あのような会場で実施できたのは良かったかなと思っています。それと、プロジェクターの性能がこれまで使っていたものよりも非常に良く、後ろからでも非常に鮮明に映像が見えたということが良かったと思っています。終了後、先生方からも「非常に満足だ」というようなご意見をいただきました。昨年は、終了をベルで合図していたことが保護者の方には不評だったのですが、結果的にそれを一度も鳴らすことなく終了いたしました。事前に大分注意して、時間を守ることが学校のイメージアップとなるというような指導もしましたので、そのあたりはスムーズにできたかなと思っています。

反省点としますと、受付の仕方をもっとうまくしなければと感じております。大勢の来られた方を短期間でどんどん入場していただく工夫は必要と思うのと、動線についても、皆さんがご覧になっている前を通るような形は極力避けるなどの工夫は必要と感じております。あと、先生方もだいぶ熱が入って、スポットライトだとか、事前に色々な注文がありまして、それに対応するのが結構大変でしたので、そこは、出演者がより思い通りにできるようしっかりとそろえていきたいと思っています。

今後とも注目はさらに高まっていくと思いますので、しっかりとした説明会を開催していきたいと思っています。

以上でございます。

○澤委員長 ただいま中学校合同説明会につきまして報告がありましたけれども、何かご質問はございますか。

○綱川委員 赤坂区民センターに会場を変更しましたが、公共交通機関の地下鉄の駅から遠いということがあって、集まりが悪いのかなと思ったら結構集まってくれました。これを見ますと、港南小学校という遠くの学校からこれだけ来てくれているということは非常に嬉しいことだなと思いました。

あと、もう一つなのですけれども、この1週間後に、社会を明るくする運動で中学校が7校、色々な発表をしてくれました。この中学のこういうところはいいなと思えるところがあって、これも見ているとわくわくして、何か、両方見ると、ここへ行きたいなというようなイメージがわいて、二部作みたいで何かもったいないなという感じがしてしまいました。

○小島委員 各学校の先生のパフォーマンスというか演出が大変良かったですね。学校の雰囲気伝わってきて、本当に良かったと思いました。

○学務課長 今、小島委員が言われた感想でございまして、「個別に指導する先生が来るとは思わなかった」ということがあって、それが驚きとともに喜びになっている状況で、「学校の顔がよく見えた」といったご意見もございました。

○澤委員長 学務課長が先ほど言ったように、教育委員会としても結構大きなイベントと言ったらおかしいけれども、行事になっています。今のように、先生方からもスポットライトとかの問い合わせが来るということは、あらかじめちゃんと筋書きというかストーリーがあって、そこでこうや

ってと、本当に真面目に一生懸命考えていただいている表れでしょう。保護者の方も、綱川委員が言われているように、交通の便がちょっと悪かったり、天候が悪かったりしたにもかかわらず、去年とほとんど同じ数だけ集まっていた。この合同説明会が色々な意味で本当にいい効果を発揮しているということを感じました。

○小島委員 参加者の中で、他公立と私・国立が2名と3名いるわけですが、今までこういうケースはありましたか。

○学務課長 昨年も5名いらっしゃいました。現在、港区外の区立、私立を含めて通っていらっしゃるという方はいらっしゃいましたので、今年は、数としては特段多いわけではないと思っております。

○澤委員長 ほかに何かありますでしょうか。よろしゅうございましょうか。

3 社会教育委員の会議への諮問事項の中間報告について

○澤委員長 次に、「社会教育委員の会議への諮問事項の中間報告について」。生涯学習推進課長、お願いいたします。

○生涯学習推進課長 それでは、社会教育委員の会議への諮問事項の中間報告についてご報告いたします。資料ナンバー3をご覧ください。

平成23年6月に教育委員会から社会教育委員の会議へ諮問いただきました事項について中間の報告をさせていただきます。

恐れ入りますが、初めに、資料の表紙、次のA3判の資料、その次の3枚目の資料をご覧ください。教育委員会からの諮問文になってございます。1「諮問事項」ですが、「学校教育を支援するための学校と地域の連携方策について」となっております。3「諮問理由」でございます。2段目でございますが、国や都が学校教育を支援する方策として、学校支援地域本部事業の推進を図っていること、3段目でございますが、現在港区では地域に支えられた学校運営を行っておりますが、学校や地域により大きく異なっていること、学校や地域にかかわらず、より多くの地域の人々が学校教育にかかわり、結果として教育カリキュラムの質の向上を図り、教員1人ひとりがより教育活動に専念できる環境を整備する必要があることから、社会教育委員の会議への諮問という形になってございます。

恐れ入りますが、資料をおめくりください。現在、検討を行っていただいている社会教育委員の皆さんの名簿でございます。学識経験者が3名、社会教育関係者が4名、学校関係者が2名の計9名の委員の皆さんで検討を行っているところでございます。

次の資料をおめくりください。これまでの審議経過でございます。昨年6月に委員の委嘱を行いました。その後、学校支援地域本部の事例の紹介、港区の学校支援活動の状況について、また、他自治体、杉並区の天沼小学校ですが、視察を行った後、学校の意見を踏まえた協議、それから、3月から5月にかけて学校支援地域本部の設置について具体的な協議を行ってまいりました。

予定としましては、本年10月の答申に向けて、現在、学校支援地域本部に関する課題整理を行

っている最中でございます。本日は、答申の概略、これまでまとめました部分についてご報告するものでございます。

2枚目のA3判の資料にお戻りください。答申の概略でございます。まず、1章と2章の二章立てになってございます。第1章では、「港区における学校を取り巻く状況」ということで、現状と課題を述べてございます。第2章につきましては、今後の児童・生徒による環境整備に向けた提言という形になってございます。

まず、第1章です。第1章につきましては、現状として、児童・生徒と地域とのかかわりの状況となっております。

次に、(2)「港区の特長」です。港区の特長としましては、豊富な人材資源があることです。地域には、専門知識やさまざまな経験を持つ方が多く、現在も多くの人々が学校の授業等に招聘されるなど、学校活動に協力をしています。また、②「育成団体等の実績の蓄え」です。区立小学校・中学校PTA、青少年委員会、青少年対策地区委員会等は、日頃から児童・生徒を対象としたさまざまな催し等を行っているなど、青少年教育の充実発展と地域の教育振興に多大な功績があります。また、③「社会貢献を望む企業等の存在」です。港区内には、社会貢献部などのセクションを持つ企業が数多くございます。学校活動への協力を望んでいる状況がございます。

(3)といたしまして、「学校(教員)の状況」です。「教員の多忙な状況」としまして、教員は質の高い授業を行うため、豊富な学習資源を生かした授業等の工夫を行っていますが、これらの授業を行うために、地域の人や団体、企業等との調整や折衝などさまざまな業務等に多くの時間を要している状況がございます。また、「教員が望む支援内容」としましては、各小学校・中学校に対する調査の結果からは、「教科に関する支援」「学校環境整備に関する支援」「総合的な学習の時間に関する支援」を望む声が高い状況がございます。

こうした点を踏まえまして、課題認識としまして、児童・生徒によりよい教育環境の整備のために、児童・生徒がさまざまな人とかかわりが持てる教育環境をつくること、また、地域の人々や既存団体をつなぎ(コーディネートし)、学校活動を支援する仕組みづくりをすること、(3)といたしまして教員が児童・生徒としっかりと向き合う時間をより多くすることが必要という認識をしてございます。

これらの課題認識のために、今回の提言といたしまして第2章に移ります。

第2章としましては、そうした環境整備のために、港区学校支援地域本部の設置について提言いたします。児童・生徒と地域とのかかわりを一層強め、児童・生徒のよりよい環境整備に向け、学校教育を支援するための組織である(仮称)港区学校支援地域本部が必要という形にしております。2点目といたしましては、学校地域支援本部のイメージ図を提言いたします。学校支援地域本部の体制につきましては、まず、各校の組織と区を統括します全区的組織の2点に分かれてございます。各校の組織につきましては、各学校の活動への直接的な支援を行う位置づけです。メンバー構成として考えられるものとしましては、学校長の考えを十分に理解し活動してくれる人を選任し、活動の必要性に応じて支援者を増やしていくことが望まれております。

右側に移りまして、運営方法としましては、学校のニーズを十分熟知しているコーディネーターを核とし、その他の支援者が気軽に運営に協力できるような運営方法が望ましいとしております。

次に、全区的、港区を統括する組織でございます。この点は二つの機能を考えているところでございます。役割としましては、一つ目の組織としましては、事業全体の方向性を定め、かつ、事業評価等を行える組織、港区の方向性を支援する組織と考えてございます。２点目としましては、各校組織のコーディネーターを支える組織です。各校コーディネーターが孤立するのではなく、各校と連携し相談し合えるような組織機能が必要ではないかという提言になってございます。それぞれのメンバー構成につきましては、港区の方向性を示すような組織には、学識経験者、学校代表者、地域代表者などが必要だろうという提言になってございます。各校のコーディネーターを支える組織としましては、各校のコーディネーター、また区の関係者で情報共有が必要であると考えているところでございます。この辺の全区的組織の組織づくりで港区ならではの学校地域支援本部事業を展開していきたいと考えているところでございます。

４点目の「実現に向けて」でございます。核となります学校支援地域コーディネーターにつきましては、検討の中では、人材確保といたしまして、円滑な運営を行う上で学校長が適任者を選任し、また、コーディネーターの役割・資質を踏まえ、PTAのOBなどから選任することが適任ではないかという議論になってございます。この学校コーディネーターの育成のあり方、コーディネーター間の連携、また、報酬ですとか位置づけにつきましては現在検討を行っているところでございます。

また、コーディネーターと連携して取り組む学校支援地域ボランティアにつきましても、人材確保の方向ですとか育成のあり方については現在引き続いて検討をしているところでございます。

また、この学校支援地域本部のコーディネーターの活動場所の確保につきましては、学校内に専用の部屋、もしくは専用のスペースを設け、各校組織のコーディネーターが活動する環境整備を行うことが必要ですという議論になっています。しかしながら、区立小・中学校の教室に余裕がない状況を考えますと、実情に応じた対応をすることを考えていくことが必要だと考えております。

また、学校支援地域本部事業を行う上で、教員への理解度を高める方策が必要ではないかという検討を行ってございます。

次に、既存団体等への説明です。学校支援地域本部事業を行う上で、各単位PTA、PTA連合会が開催する研修会時に、各校組織の活動について説明をしたり、PTA広報誌で各校組織の活動やPTA活動との役割の違いについて取り上げるなどの取り組みをしまして、この事業について理解をしていただく必要があるという議論になってございます。

また、既存団体等の役割分担です。各校組織の活動と既存団体、特にPTAの活動が重複しないよう、相互の役割分担が必要であろうという議論になってございます。

また、既存団体との連携のあり方です。各校組織とPTAが相互に連携し活動することが求められるため、相互の情報交換、また情報交換会などの場が必要ではないかという議論になってございます。

学校支援地域本部への区の支援のあり方です。こちらの方は、活動に対する財政的支援、また、各校の組織のスタッフが活動するに当たっての場所の確保、備品の環境整備、また、運営が円滑に行われるための情報収集及び情報交換等の場の設定などが支援として必要だろうという議論になってございます。

5点目といたしましては、先程の小・中学校に対しましての調査の結果から、学校に対する支援内容としてはこうした6点になります。教科指導に関すること、総合的な学習の時間に関すること、学校環境整備に関すること、クラブ活動・部活動に関すること、学校行事に関すること、こうしたことを学校支援地域本部が行うことを答申に盛り込む予定でございます。

以上が答申の概略になってございます。今後、10月の答申を予定してございますけれども、これに向けまして社会教育委員の会議で検討を重ねていく予定でございます。

報告は以上でございます。

○澤委員長 社会教育委員の会議への諮問事項の中間報告をもらいましたけれども、何かご質問、ご意見等ございましたらよろしく願いいたします。

○綱川委員 何点かあります。

「港区の特長」のところ、区立小学校・中学校PTA、青少年委員会——「委員会」ではないと思います。「委員」とか。ここには「スポーツ推進委員」が入っておりません。協力していただけてますし、最後の方に「クラブ活動」とか書いてありますので、入れておいていただければと思います。

あと、学校の現状のところなのですが、今、第二の公共とか、第三の公共とか言われている、ずっと前の答申にも出ているのですが、NPOとの連携とかいうのも書いてありますので、これから公共というか、行政がやっていったり、学校がやっていくとき、NPOが今も大分各学校で対応していらっしゃるみたいですので、そこを書いていただいた方がいいのかなと思う。

あと、「中学校が求める学校支援の内容」というところで、総合的な学習の時間に関する支援の割合が圧倒的に多いと書いてあるのですが、私は、中学校の方に出向いたりするときに、就業体験とか職場体験に対する要望というのを結構聞くので、そんなところがあるといいなと思いました。

○生涯学習推進課長 スポーツ推進委員、それから、NPOのご指摘の件でございますけれども、スポーツ推進委員、NPOなど協力いただいている現状があるので、答申案文に反映できるような形で会議のほうへ示したいと思っております。

それから、総合的な学習の時間に関するところです。「総合的な学習の時間」ということでくくってしまったのですが、内容としましては、職場訪問、職業体験というところが意見としては多かったという状況がございまして、くくってしまった関係でこういう表記になりました。

○教育長 社会教育委員の会議の諮問事項の中間報告なのですが、港区は現在でも、地域の皆さん、あるいはPTA等々、関係者の皆さんに学校教育を大変支えていただいています。しかし、それが制度的にしっかりとした組織になっているかという、そういうことではないということ、

全区的にどういった制度、仕組み、組織が必要なのかということでこの会を設置していただいていると思っております。これはこういう形で中間発表の内容として出してきていただいておりますけれども、大変大きな期待が持てます。この報告が出た後に、今度は、具体化をする、事務局としてどう組織化していくかといったものが重要になってまいりますので、これは生涯学習推進課の仕事というよりは、教育委員会事務局全体の仕事として各課が共通してこれに取り組んでいく、そして仕組みとしてしっかりとつくっていかねばならないという大きなものだと思いますので、そういう意味で、事務局の方はよろしくお願ひしたいと思ひます。

○生涯学習推進課長 基本計画及び教育振興プランにおいて、平成26年度に向けて本部を設置という計画になってございます。答申をいただきましたら、少しでも早く前倒して実施できるような形で取り組んでいきたいと考えてございます。また、取り組みに当たりましては、教育委員会に横断的なプロジェクトチームをつくるなど、事務局全体で取り組んでいきたいと考えているところでございます。よろしくお願ひいたします。

○澤委員長 ここに書いてありますように、ぜひとも、学校現場の先生に本来の教育活動を一生懸命やっただけのような支援ができるかと素晴らしいと思ひます。

○小島委員 「港区学校支援地域本部」というネーミングですが、これは各小・中学校にこういう本部をつくるということなののでしょうか。そうした場合に、その全体を統括するような本部というものは設置するのでしょうか。

○生涯学習推進課長 各学校に「〇〇小学校支援地域本部」が置かれまして、その本部を統括する形で港区学校支援地域本部を設置します。

○小島委員 港区の各小・中学校にあるそれぞれの支援本部の統括を「港区学校支援地域本部」と呼ぶということによろしいのですか。

○生涯学習推進課長 あくまでも仮称でござひます。他区では、ボランティアの推進協議会ですとか、そういった名称を使っているところもござひます。現在、「学校支援地域本部」と表記させていただいていますが、各校の組織として、〇〇小学校支援地域本部というのがそれぞれの学校の中に置かれるような検討を進めているところでござひます。名称につきましても、より分かりやすいものにしていきたいと考えてござひます。

○小島委員 分かりました。

○澤委員長 他に何かござひますでしょうか。

○小島委員 それで、工程表はどうなっているのですでしたか。地域本部が設置されるとしたら、おおよそいつごろに設置されるのですでしたか。

○生涯学習推進課長 港区基本計画、それから教育振興プランにおいて、平成26年度に発足する、事業化という形で計画がされているところでござひます。答申を今年の10月にいただく予定ですので、その後の事業化の予算措置など対応してまいります。

○綱川委員 学校にとって支援であつて、動いていけばいいのですけれども、学校に負担感がないような感じにしなければいけないなと思ひています。

それで、一番大事なのは、やはり財政的支援をどうするかということを経営立てて決めておかないと、お金がなくなったらできなくなってしまったとか、そういうのではなくて、今の段階でそういうのもきちっとやっておいていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○小島委員 昨年、天沼小学校の例を我々教育委員会に来ていただいて説明を受けたのですが、非常にいい制度なのですが、コーディネーターが非常に熱心でかつ有能でないと、運営はなかなか難しいという感じを受けました。そこら辺、今の話ですと、小・中学校にそれぞれ置くということは、全部で29名のコーディネーターが必要ということになると、実際にやるとなかなか難しい問題がかなり出てくるだろうと思います。その辺、教育長のお話で、教育委員会全体としてこれから運営していくということなので、事務局全体で相当気合いを入れないと、とても難しいのではないかと、そんな感じを受けました。

○澤委員長 生涯学習推進課長、何かありますか。

○生涯学習推進課長 今、小島委員がおっしゃった点ですが、こちらの方で学校支援ボランティア推進協議会の事業の実例紹介がございますが、その中でも、杉並区の課題認識としまして、今おっしゃっていただきました各コーディネーターの力量差というのが課題というような形で、杉並区の方も課題としてとらえているところでございます。こういったところの課題が既に出ていますので、そういうところも議論していきたいと思っております。

○教育長 もう一度確認をするわけですが、この社会教育委員の会への諮問というのは、教育委員会が諮問をして、そして社会教育委員の皆さんに検討をしていただいて、そして最終報告を受けると。その最終報告を受けたものを再度教育委員会で検討して、そして今度は制度化していくということですから、社会教育委員の会議で出したものが制度化されるわけではなくて、それをもう1回こちらでしっかり受けて、報告を受けて、答申を受けて、そして再度制度設計していくという形になると思いますので、そういった意味でよろしくお願いします。

○澤委員長 色々な課題と方向性を社会教育委員の先生方にしっかりご検討いただいて、答申いただく。それをどう実施するかということ、教育委員会で具体的に考えていくことが大切です。

色々ご意見等がありますけれども、これからそういう機会はたくさんあると思いますので、よろしくお願いします。

4 生涯学習推進課の8月事業予定について

○澤委員長 次に、「生涯学習推進課の8月事業予定について」。生涯学習推進課長、よろしくお願いします。

○生涯学習推進課長 それでは、生涯学習推進課の8月の事業予定でございます。資料ナンバー4をご覧ください。

8月ですが、8月22日に生涯学習センター「ばるーん」におきまして、つくば市の物産市を予定しております。8月につきましては、生涯学習推進課は以上の予定になってございます。

タグラグビー教室ですとか、そういった事業は、8月ですのでお休みさせていただきたいと思い

ます。

報告は以上です。

○澤委員長 この件につきましてよろしゅうございますか。つくば市の物産展などが、盛大に開催されるよう祈っています。

5 平成24年度港区立図書館の特別整理期間（休館）について

○澤委員長 次に、「平成24年度港区立図書館の特別整理期間（休館）について」。図書・文化財課長、お願いいたします。

○図書・文化財課長 それでは、平成24年度港区立図書館の特別整理期間についてご説明させていただきます。資料ナンバー5でございます。

区立図書館では、港区立図書館条例に基づきまして、年に1回特別整理期間を設けて休館をさせていただき、その間に所蔵資料と電算データの照合、不明資料の調査、あるいは施設・設備の全体的な点検整備や修繕を実施しております。今年度におきましては、9月23日からの赤坂図書館を皮切りに、10月25日の高輪図書館分室まで、ほぼ1カ月強の期間の中で、分室を含めまして6館、それぞれ期間を設定して順次実施させていただきます。各館の休館期間につきましては極力重複がないように振り分けをしてございます。1館当たりの休館期間は、館の規模にもよりますが、3日から6日の休館となっております。それから、例月ですと、月1回、第3木曜日には各館一斉の休館となっておりますが、今回、特別整理期間を設ける予定でございますので、各館ごとに9月、あるいは10月のいずれかの第3木曜日は開館する予定でございます。また、資料には記載してございませんけれども、麻布図書館の休館中の代替施設でございます麻布図書サービスセンターにつきましては、小規模施設でございますので、こういった特別整理期間を設けずに通常の第3木曜日の休館日に作業を行う予定でございます。

それから、資料の2「関係機関への通知」でございます。各館で、自区で持たない資料等の相互協力の関係がございますので、都立中央図書館、あるいは近隣の市区立図書館に特別整理期間の通知をいたします。

それから、資料の3「利用者への周知方法」でございます。資料記載のとおり、図書館カレンダー、あるいは図書館行事カレンダーへの掲載、それから、図書館ホームページへの掲載、「広報みなと」でのお知らせ記事の掲載、館内ポスターの掲示、利用者へのお知らせチラシの配布等々によりまして、遺漏のないように周知を図ってまいりたいと考えてございます。以上です。

○澤委員長 図書館の特別整理期間（休館）につきまして報告をもらいましたけれども、何かございますでしょうか。例年のことなのでよろしゅうございますか。

6 図書館・郷土資料館の8月行事予定について

○澤委員長 次に、「図書館・郷土資料館の8月行事予定について」。図書・文化財課長、お願いいたします。

○**図書・文化財課長** 続きまして、図書館・郷土資料館の8月行事予定についてご報告させていただきます。資料ナンバー6でございます。ちょうど夏休みということもございまして、子ども向けの行事、あるいは映画会等が各館で実施される予定になってございます。

それから、8月は、終戦の日ということもございまして、毎年この時期、平和関連の映画会等を実施しているところでございます。そのあたりにつきましては、資料の3ページ、あるいは4ページあたりに子ども向けの行事という形で記載させていただいております。

それから、5ページ、郷土資料館の方の予定でございますけれども、こちらもやはり夏休みということで、子ども向けの体験ミュージアム、あるいは学習会ということで予定をしております。以上です。

○**澤委員長** 図書館・郷土資料館の行事予定につきまして説明がありましたけれども、8月は終戦記念日もあって、盛りだくさんの行事が予定されておりますけれども、何かございますでしょうか。よろしゅうございますか。

7 港区文化財保護審議会委員の委嘱について

○**澤委員長** 次に、「港区文化財保護審議会委員の委嘱について」。図書・文化財課長、お願いいたします。

○**図書・文化財課長** それでは、港区文化財保護審議会委員の委嘱についてご報告させていただきます。資料ナンバー7でございます。

港区の文化財保護審議会の委員につきましては、毎年度、区の指定文化財の諮問に対する検討とそれに対して答申をいただくという形で役割をお願いしてございます。委員につきましては、各担当分野の専門の先生方にそれぞれ委嘱しましてお願いしているところでございます。今期の委員の中で、特に近世史をご専門にされております吉原健一郎先生でございますけれども、今年の3月22日に残念ながらご逝去されました。その後任ということで人選の方を進めてまいりましたけれども、このたび、同じ近世史のご専門の先生ということで、資料にございます岩淵令治先生をお願いすることになってございます。岩淵先生は、現在、国立歴史民俗博物館の准教授をされていらっしゃいます。委嘱期間につきましては、港区文化財保護条例の規定に基づきまして、前任者の残期間ということになってございますので、平成24年7月23日から、前任者の任期でございます本年の11月30日までになってございます。以上です。

○**澤委員長** 文化財保護審議会委員の委嘱につきまして説明がございました。前任の吉原先生は何年ぐらいやっていたのですか。

○**図書・文化財課長** かなり長くお務めいただきまして、昭和55年からやっていたしております。

○**澤委員長** そうですか。ご冥福をお祈りしたいと思います。この件はよろしゅうございましょうか。

8 8月指導室事業予定について

○澤委員長 次に、「8月指導室事業予定について」。白石統括指導主事から説明をお願いいたします。

○統括指導主事 教育委員会資料ナンバー8をご覧ください。大まかに要点のところだけご説明いたします。

実施日時のところをご覧ください。8月6日月曜日から8日水曜日、初任者宿泊研修ということで、箱根ニコニコ高原学園で2泊3日の研修を実施いたします。幼稚園教諭2名、小学校教諭21名、中学校教諭12名ということで、計35名の初任者、新規採用者の研修を実施いたします。

続きまして、8月13日月曜日、7時10分、中学校の生徒たちの海外派遣出発式を実施いたします。団長は、青山中学校の渡邊校長先生をお願いしております、中学生男子17名、女子23名、計40名の団体でオーストラリアのパース市の方に10日間行ってまいります。

続きまして、8月28日火曜日、9時でございます。小学校の方の連合水泳記録会を実施いたします。①から⑥まで書かせていただいております小・中学校の室内プールを使いまして実施いたします。

最後に、8月29日水曜日、9時から、教育相談研修会の5回目、6回目ということで表記させていただいております。大変申し訳ないところがございますが、第5回目の研修の講師につきましては、7月に入りましてから、実は一応内諾をいただいております武蔵野短期大学の小瀬絢子先生がどうしても都合がつかないということになりまして、現在、東京メンタルヘルスを通じまして、大学の先生、または臨床心理士ということで今調整をさせていただいております。来週の水曜日あたりまでに決定していただくようなことでお願いをしております。

私の方からは以上でございます。

○澤委員長 8月指導室事業予定につきまして統括指導主事より説明がありましたが、何かございますか。

○教育長 1点ちょっといいですか。

初任者の宿泊研修ですけれども、今、この内容だけを見ると、2泊3日箱根に行って、講義、講義、講義、協議と、何か座学ばかりやっているような印象を受けるのだけれども、実際はそうではないのと思うのですね。「体力向上に向けて～体づくり運動～」は何をやるんですか。

○統括指導主事 今、教育長のご指摘のとおり、全て座学ではございませんで、特に2日目には金時山登山というのを行います。実際に初任者の方は、これからは児童・生徒を連れて山に登る機会が大変多くなってくると思います。ですので、実地研修を通しながら、登山への心構えですとか、または夏に行うのであれば脱水症状にならないような気配り等、実際の登山を通じまして研修を深めてまいりたいと思っています。

○教育長 できれば、そういうことに加えて、キャンプだとか、飯ごう炊飯とか、そういったものも含めて、なるべく体験的な研修ができるように工夫をしてもらいたいと思いますし、また、事業予定表を作るときにもそういうことが分かるように工夫してください。

それから、もう1点。青山中学校で白石統括ががっちりと理科の実技研修会をやっていただけるようなので、大変楽しみにしております。また、期待していますので、よろしくをお願いします。

○統括指導主事 頑張ります。

○澤委員長 よろしいですか。

9 いじめに関する指導と取組について

○澤委員長 次に、「いじめに関する指導と取組について」。白石統括指導主事、説明をお願いいたします。

○統括指導主事 それでは、教育委員会資料ナンバー9をご覧ください。

いじめに関する指導と取り組みということで、大きく、1「現状」、2「いじめの予防・早期発見・早期対応にかかわる取組」ということでお示しさせていただきました。

まず、1「現状」というところでございますが、もう少し詳しく申し上げますと、いじめにかかわる今年度の調査の現状ということでございます。大きく三つ、いじめにかかわる調査を実施しております。まず、(1)の「平成23年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」。これは、例年、文部科学省より依頼を受けて行うものでございます。こちらにつきましては、昨年度、平成24年3月23日から平成24年4月13日の間にかけて調査を実施しております。つきましては、前年度、平成23年度の状況について、暴力行為、問題行動、いじめ等々について学校が調査を上げてくるという形になっております。

その中で、小学校では6校17件、いじめの報告がございました。うち15件につきましては報告を上げていただいた段階で既に解決済みでございます。残り2件はまだ未解決というところでしたが、7月に入りましてから確認したところ、2件とも解消しております。ただし、そのうちの1件は、小学校6年生が中学校に上がった後、特に問題がなくなっているということで確認をしております。

それから、中学校におきましては3校6件ございましたが、6件とも解決をしております。

また、2番目の6月「ふれあい月間」におきますいじめの取り組みの調査でございます。こちらの方は、小学校9校15件、うち9件は解決していただいております。残り6件につきまして確認しましたところ、既に5件の方は調査を上げていただいた後もう既に解決済みでございます。1件につきましては、現在も継続的にしっかりと把握しながら取り組んでいるところでございます。

中学校におきましては1校2件。2件は既に解決済みでございます。

それから、(3)、7月「いじめ実態把握のための緊急調査」ということで、実は7月17日月曜日、緊急に東京都教育委員会が室課長会を実施し、その中で、大津市のいじめ事件を受けて、「早急にアンケート調査を伴う調査を行いなさい」ということで依頼がございました。そこで、本区では、翌日の7月18日火曜日から7月25日にかけて、各学校からいじめに関するアンケート調査を集約したものの報告を受けてございます。現在、これの分析・調査の方をしておるところでございます。

それでは、大きな項目の2番目、対応でございます。まず、(1)「年度当初の対応」としまして、指導主事から全ての小・中学校に電話を入れまして、不登校、3日間休んでいる子がいないかに合わせまして、その情報も収集しております。また、②でございますが、4月、5月の2カ月間の中で担当校をそれぞれの指導主事が必ず訪問し、いじめ等の聞き取りを行っております。

(2)は、先程の1と重なりますので割愛いたします。

(3)でございます。いじめ対策としまして、港区独自の「いじめ防止カード」というのを作成しており、これは6月20日に既に配布済みでございます。いじめにかかわった相談等を児童・生徒がすぐに連絡できるような体制をつくりたいと考えております。

②は、生活指導主任会の方で毎月行っているものでございます。各校からも問題行動等、いじめも含めた聞き取りを行っております。

(4)の研修会等の充実ということで、各校園長会、区の人権教育研修会、生活指導主任会等で先生方への啓発を行っております。

最後、(5)でございますが、港区におきましては、平成19年度から「子どもサミット」を開催しております。この中で「いじめ対策フォーラム」というのを毎年実施しており、今年度は12月10日月曜日に開催する予定です。この中で、子ども自身の方から「港子ども宣言」を行いましたり、または、協議内容についても報告を受けております。以上です。

○澤委員長 今、白石統括指導主事から、本区の内じめに関する指導と取り組みについて、最近の状況も含めて報告をもらいましたけれども、何かご質問等ございましたらお願いいたします。

○小島委員 滋賀県大津市の中学生の自殺の例を見てますと、大津でも、滋賀県でも、当然、いじめというのはあってはならないことなので、東京都と同じように色々な対策をずっとやってきたと思うのです。東京都も港区も色々な事をかなりきめ細かくやってきたわけですが、いくらきめ細かくやっても、どこかですると抜けてしまって重大事案が発生するというのがいじめなのかなと思います。大津市もいじめに対してかなり対応してきたと思いますが、どこかですると抜けて発生してしまった。これをどうやって防ぐのが非常に大事ではないかと思えます。するりと抜けて発生してしまう重大事案をどうやって防止するか。これは、最終的には現場の先生方が1人ひとりの子どもに愛情を持って育てていくという日常の気持ちが十分あれば、そういうすり抜けて発生するのが防げるのかと思えます。

この間、朝日中学校の校長先生と色々話をしましたが、「僕は、毎日全校生徒と話すように努力している。やはりこうやって生徒に声をかけることによって、日常の変化とか色々なことが分かる」と言っていました、校長先生がトップに立って、各先生方が本当に子どもに愛情を持って、毎日子ども様子を見る。毎日話しかけるといのは生徒の少ない学校ではできますが、生徒の多い学校でもせめて1週間、1カ月に1回は子どもたちと話し合ったり、声がけしたりということをする。そういう1人ひとりの先生の気持ちがやはり大事なのだなと感じました。もちろん、いじめをする子どもが悪いのですが、何と云っても、小学生、中学生は、まだまだ完成されていないので、そこは学校の先生方が本当に愛情を持って子どもたちに接してくれれば、先程言ったするりと抜けるよ

うな重大事案というのは起こらないのではないかという感じを受けるのです。今、非常に立派に色々やっただいて、これは本当に頭の下がる思いで見ているのですが、でも発生してしまうというのがいじめ事案だろうと思うのです。そこを本当に、1人ひとりの先生にそういう気持ちできめ細かく見てもらいたいという気持ちです。

○澤委員長 昨日だか、NHKでも、高校生の娘さんが残念ながら自殺してしまったことを取り上げていました。親としてもおかしいなと思っていたのだけれども、助けられなかった。保護者は、自分の子どもだから、当然、一番敏感に感ずるはずなので、その連携をうまくとることが大事ですが、なかなか微妙な問題で、高校生ぐらいになると親には言わないということも出てきます。その辺、確かに、小島先生が言われているように、子どもは子どもで自我というか独立してくると、必ずしも何でもかんでも弱味を親や先生に話すとは限らないのですが、そこで自分の一つの解決策として命を絶つということは何とか防がなければいけない。確かに難しいことだと思います。

○綱川委員 大津の学校というのは平成21年度から2年間、道徳教育実践研究校でしたね。

○統括指導主事 教育推進校でした。

○綱川委員 そういう研究をしていた学校でもああった事件が起きてしまったわけです。現状でこのアンケートを3件していただいているわけですがけれども、そのアンケートを誰が分析して、誰が見ているかというところとか、そういうのもあると思うのです。やはり学校から上がってきたもの、集計したデータを第三者が見るといった対応も必要だと思いますが、その辺はどのように対応なさっていますか。

○統括指導主事 今、ご指摘のとおり、いじめの調査をやるというのは、まず一つは、学校の方に、いじめに対する認識、対応の必要性をしっかりと認識してもらうということがあります。また、教育委員会の方に上げていただいた数字につきましては、指導室の方でしっかりとその実態を把握して、必要であれば学校への支援をいたしますし、指導助言をしていく必要があると思います。

最終的には、いじめを把握して、もし未解決であるならば、現状でどのような方々がどのようにかかわっているかをしっかりと確認しまして、解決に向けて、指導室の方も校長先生方とやりとりしながら指導を続けてまいります。

先ほど、小島先生のお話のところで、いじめの実態をスルーしてしまうというお話があったのですが、東京都の今回のいじめのアンケートの趣旨の中にも、いじめられている本人がアンケートに書き込んだり報告することは厳しい面があるということで、今回は、いじめの疑いがある、つまり、いじめと断定できなくても疑いがあるものも全て挙げなさいということが報告の方の調査項目に入っております。そこで本区では、設問項目がある中で、「7月になってからいじめられている人を知っていますか」という項目を今回つくっております。つまり、周りにいるクラスの子のほかの第三者の子どもの位置づけというのが大変重要になっておりまして、もし、いじめにかかわるようなことを見たらこちらの方に記入するというので、できるだけ本人からだけの申し出ではなく、周りからの申し出もできるだけ幅広くキャッチしようということで、アンケートの方も少し工夫をさせていただきました。

○**永山委員** 今回の大津の件につきましては、暴力を振るわれていたとか、通常であれば、いじめの範囲ではなくて犯罪だと思うのですが、いじめと犯罪との境界と申しますか、具体的に港区としてはどのようなお考えなのでしょうか。

○**統括指導主事** ある評論家の先生のお話ですと、『いじめ』という表現をすると何となく丸くなってしまいますのですが、この行為はもう既に傷害なり恐喝なりという暴力行為なのですよ」ということとおっしゃっていました。当然、その内容にもよるとは思うのですが、著しく恫喝をしたり、身体的な危害を加える。または、身体的危害を加えなくても、精神的に著しくだれが見ても傷を負わせているという場合には、これは暴力行為に相当するのかなという認識でおります。ただ、やはり難しいのは、いじめている側、いじめられている側の中で、一方的に集団で力関係が明らかな場合もあれば、逆に、お金を色々やり合っている場合とかもありまして、その辺で学校がどう対応したらいいのかという難しさは感じているという報告は受けております。

○**綱川委員** この間の事件でも、要するにいじめではなくてたわむれている状態だとか、子どもがSOSを出していたとしても、それを見逃すということで、さっき言ったように、内部にいる人たちでは気がつかないというところがあると思うのですね。ましてや、保護者が気がつかなかったりということまであるわけですから、今回のように警察が入ってこないと本当のことが分からないとかこのような状態は、本来あってはならないことですし、その人の一生を狂わせてしまったりするわけですし、ぜひ先生方が毅然たる態度でできるような、そういうこともやっていただければと思いますね。

○**教育長** この問題は、今、大変重要な問題として受けとめております。港区は、これまでもいじめの問題等々についてはかなり真剣に学校にも指導し、学校もしっかりと対応しています。第三者の問題については、それなら当事者以外に第三者が気がつくのかということ、それはちょっと難しい面がある。いじめかどうかの判断をするというのは、第一義的には、訴える側、あるいは訴えがなくても、こちらが指導している側、つまり、当事者とかかわりの深い人間が気づいてあげることが一番大事なのですね。教育機関でそれにかかわるとすれば、まずは指導ということになります。これは、いじめている側、あるいはいじめている側の保護者に対してもしっかりと指導する。その指導の結果、その指導がなかなか通らない、入らない場合、それでもなお暴力行為が続く、あるいは、そういった金銭の問題があるとかについては、もうこれはしっかりと通告して、警察に訴えていくしかない。これはしっかりと毅然たる態度でやる必要があると思うのですね。ですから、まずはいじめをとらえる目を鋭くすること、これは第1番目ですね。

第2番目は、いじめたかどうかの事実関係についてですが、非常にいいかげんな確認作業をしたときに、次に持っていけないのです。誰がどのように確認をしたのか、学校自体も共通理解がしっかりできていないと次にいけないのです。後で聞いてみたら、いや、それはこうでした、ああでしたと。確認がおろそかになっている場面が非常に多いのです。だから、しっかり確認をする。そして、それを分析して、やりっ放しにしないということが非常に大事です。それから、やったつもりとか、そういうものが本当に多いのですね。さっき白石統括から報告があった中で、何校、何件あ

りましたと。そうしたら、その1件1件をどう潰していつているのか。解決ができましたと。では、未解決の問題は、なぜ未解決なのか、それをどのように追及しているのか、そういったことを一つひとつ丁寧に最後までやりきることが一番重要だと思うのですね。その点、教育委員会というのは学校をしっかりと指導し、そして、一緒に確認作業をしながら、親御さんたちともしっかり連携をとってこの問題に対応していく必要があると思います。

それも踏まえて、この「いじめ相談カード」というのは6月配布と先程言っていたかと思うのですが、すけれども、これはやはり6月配布ではなくて、もう少し早く配布するほうがいいのかなという気がします。「いじめ点検月間」に合わせてということなのでしょうけれども、その辺の配布時期を検討してください。

それから、この保護者、地域の皆様へのリーフレットは11月配布ですか。

○統括指導主事 2回目の「ふれあい月間」で配布します。

○教育長 そうですね。2回目の「ふれあい月間」にこれを配布する意味合いは何かあるのですか。

○統括指導主事 1回目にこちらの「カード」がありましたので、子どもたちに対する啓発活動という意味合いです。ただ、教育長おっしゃるとおり、もちろん年度当初の方が早く伝わるのかなと思います。

○教育長 年度当初に配り、そして、再度また2回目に配る。徹底するということが非常に重要なのではないかと私は思いますので、その辺も検討していただきたいと思います。

○永山委員 アンケートは定期的にやるのでしょうか。それとも、何か問題があればアンケートをとるのでしょうか。

○統括指導主事 子どもへの直接のアンケートにつきましては、今回、7月は緊急にアンケートを実施しましたが、そのほかにつきましては、学校は、「ふれあい月間」と言いまして、6月、11月、2月の年3回、同じような調査のもとアンケートを書くような形で基本的にはとっております。ただ、アンケートに限らず、面談の場合もあるということでございます。

○綱川委員 このカードの大きさを見たときに、携行はできないし、手帳にも挟めないし、1回読んで終わってしまうような気がします。やはり生徒手帳なりそういうところに入るような大きさにしていただいて、持ち歩くなど、普段目につくような工夫も必要だと思います。

○小島委員 いじめも人権身の上相談の中に含まれています。

○澤委員長 非常に大事な点です。深刻な問題で、これだけで解決するわけではないので、また色々な場面で取り上げていただきたいと思います。やはり小さな芽のうちにどうやって解決していくかということが大事なので、それに当たっては、保護者、また現場の一線の先生方の鋭い感性というか、そういったことも大事だと思います。

ご意見はまだ色々おありかと思えますけれども、先程申しましたように、今日で終わるわけではないので、委員会への報告も随時してもらい、また意見交換する機会があればぜひともしていきたいと思えますので、よろしくお願ひします。

「閉 会」

○澤委員長 予定の案件は全て終了しました。庶務課長、ほかにありますか。

○庶務課長 特にございません。

○澤委員長 それでは、次回の予定です。港区教育委員会会議規則第3条第2項の規定によりますと、定例会は毎月第2火曜日と定められておりますが、今年度はその日はお盆の時期とも重なってしまいますので、翌週に延期しまして、8月20日月曜日午後3時から開催いたします。ご協力のほどお願いいたします。

ありがとうございました。

(午後0時30分)

会議録署名人

港区教育委員会委員長 澤 孝 一 郎

港区教育委員会委員 小 島 洋 祐